平成２８年（フ）第４３号
岡山県津山市二宮759番地　市営１号、前住所岡山県津山市二宮1042番地１
破産者　西本　知代
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６６号
山口県下松市中央町10番８号サン藤田202号（申立時の住所　山口県大島郡周防大島町大字外入976番地）、申立時の住民票上の住所山口県熊毛郡田布施町大字麻郷602番地29
破産者　田中　政治
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第２２０号
愛媛県松山市和泉北１丁目３番４号　アクティブ和泉北401号
破産者　松本潤一郎
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５号
鹿児島県南さつま市加世田内山田18036番地６
破産者　福元　美行
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２６３号
北九州市小倉南区長行東１丁目３番28―106号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉南区徳力５丁目７番１―207号
破産者　相間シゲ子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1519番地　ラフォーレみゆきＢ101、前住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地95
破産者　福田　由美
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１０２号
札幌市白石区平和通２丁目北４番47―121号
破産者　畠山　弦也
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６号
宮城県大崎市古川江合寿町２丁目４番12号
破産者　中鉢　恵喜
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
宮城県栗原市高清水中町30番地10
破産者　小林　慶子
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
新潟県三条市南四日町２丁目３番15号
破産者　坂井　宏光
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１６９号
静岡県浜松市東区有玉北町1097番地
破産者　髙林　春子
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５０１３号
大阪府茨木市美穂ケ丘19番Ａ―603号、開始決定時大阪府茨木市美穂ケ丘19番Ａ―608号
破産者　前田　健一
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２号
大阪市城東区関目６丁目14番Ｃ―506号
破産者　飯田昌一郎
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５７号
大阪市中央区高津３丁目３番27―605号
破産者　池田　暁拓
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８００号
大阪市北区長柄中２丁目５番27号
破産者　嶋谷　喜樹（旧姓平松）
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５７号
大阪府柏原市大正２丁目６番21号
破産者　井上　喜七
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９６１号
大阪府河内長野市南青葉台４番９号
破産者　アイ・シードこと　中杉　信三
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係